

令和7年度 貸与奨学金事業募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会

1. 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められるものとします。ただし、高等専門学校については、第4学年以上の在學生に限るものとします。

2. 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とします。貸与する奨学金の額は、修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円とします。

<奨学金の貸与例>

| | |
|---------------|----------------|
| ・高等専門学校 | 25万円×2年間＝50万円 |
| ・専修学校 専門課程 | 25万円×2年間＝50万円 |
| ・短大 | 25万円×2年間＝50万円 |
| ・大学 | 25万円×4年間＝100万円 |
| ・大学院 | 25万円×2年間＝50万円 |

3. 奨学金の利息

無利息です。

4. 支払期日を過ぎた場合は、その日から6ヶ月を超えるごとに滞納している年賦金額（元本）に1.5%の割合で延滞金が発生します。

5. 奨学生申請手続き

奨学生志望者は、原則として連帯保証人の在任する都道府県支部長の推薦を受け、必要な書類を都道府県支部の奨学金担当窓口へ提出して申請します。

6. 奨学生の採用

当会は、奨学生志望者の希望、家庭の事情等を参酌し、支部選考委員会の選考を経て理事長が採用を決定し、都道府県支部を経由して本人に通知します。

7. 奨学金貸与方法

当会は、手続き完了後、奨学金を奨学生名義の口座に振り込みます。

8. 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は、学校卒業（退学等を含む。）の年まで据え置き、その年の12月から10年以内（ただし、奨学金額100万円借用者に限定し、それ以外は8年以内とする。）に年賦の方法で全額返還していただきます。

ただし、毎回の返還額は3万円以上とし、端数が生じたときは、最終回の返還額とします。

なお、年賦金の返済金を延滞したときは、延滞金が発生します。

9. 成果報告書の提出

奨学金の貸与を受けた者は、学校卒業後、速やかに卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な使途を理事長に報告します。

10. 貸与奨学金に関するご質問(FAQ)

貸与奨学金に関するご質問(FAQ)は公益財団法人 日本教育公務員弘済会 HP

11. その他

詳しくは、各都道府県支部へお問い合わせください。